

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、本市にかかる各種の災害に対処するため、次の事項を定めて、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって実施することにより、地域における住民の生命、身体及び財産を災害から護り、土地の保全と、市民生活の安全を確保することを目的とする。

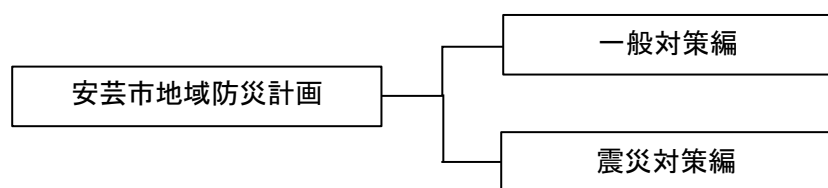
- 1 市並びに市の地域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の整備、防災教育、防災訓練及びその他災害予防に関すること
- 3 災害の拡大を防止するための災害応急対策に関すること
- 4 災害復旧に関すること
- 5 その他防災に関して必要なこと

第2節 計画の性格

この計画は、本市の防災に関する基本計画であり、災害対策基本法第42条の規定に基づき、「安芸市地域防災計画」として市防災会議が作成する計画である。

本計画は、「一般対策編」「震災対策編」及び「付属資料」で構成する。

なお、「一般対策編」は、風水害対策を基礎に、各編に共通する事項も記述し、安芸市地域防災計画における基本的な計画である。



第3節 重点を置くべき事項

本市は災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきているが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失ってきている。

このため、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ

人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進する。

自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進める。

第4節 計画の効果的な推進

地域防災計画を効果的に推進するため、防災関係機関との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- 1 本計画に基づくアクションプラン（実践的応急活動要領 以下同じ。）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- 2 計画、アクションプランの定期的な点検
- 3 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

第5節 安芸市の特性

1 自然的条件

（1）位置及び面積

安芸市は、高知県の東部、北緯33度26分20秒～33度43分、東経133度49分～134度5分30秒に位置し、南は東西18.6Kmの海岸線により土佐湾に面し、南北は33.5Kmあり、北部は四国山地に連なり香美市、馬路村、徳島県那賀郡那賀町に接し、東は安田町、西は香南市、芸西村と接している。

面積は、317.21Km²である。

（2）地質・地形

安芸地方の四万十帯は、その大部分をしめる北側の北帯と、その南側をしめる南帯に分けられる。北帯と南帯をかぎるのは安芸構造線であり、同構造線以北の北帯は白亜系に属し、砂泥互層と混在岩（泥質岩中に枕状溶岩・チャートを含む）に大別できる。

地質構造は、主として北に傾斜した単斜構造を示し、多数の高角度逆断層によって区切られている。

四万十帯南帯には、上部白亜系の未区分層と古第三系の大山岬層が分布し、礫岩・砂岩・泥岩よりなり、その構造は1つの背斜と向斜に支配されている。

地形的範囲は、安芸山地より土佐湾にかけての山稜から海岸段丘及び低地にいた

る地域である。北東部より南西方向に伸びる山地は、四国東南部の根幹の一部にあたる標高700～1200mの大起伏山地、それに次ぐ中小の起伏山地が海にせまり、大山岬等の海食崖を伴った岩石海岸に至っている。その間を開析している中小河川は、主として流下方向が北東から南西方向に向かっている。

安芸川、伊尾木川河口は高波で閉そくしやすく、付近の宅地、農地の一部に浸水被害もしばしば生じている。津波発生時の遡上にも注意が必要とされている。

段丘は室戸岬から連続分布し、発達した海岸段丘が特徴的で東部ほど高度が高く、西部に至るほど高度が下がり一部丘陵化している。

低地の分布は、海岸地帯に浜堤、砂州が形成され、その背後地には安芸川、伊尾木川の下流部に平野の形態を整えた扇状地性の低地が開けている。扇端部は湧水帯が分布する三角州性低地で、同時に浜堤の後背湿地であり、安芸市自然災害想定調査により液状化現象が発生することが指摘されている。

(3) 気 候

平成24年は、平均気温16.9度、最低気温-3.1度、最高気温33.7度、降水量2,906mmとなっている。

日最大雨量は、梅雨期や台風期に記録されており、大雨時の震災では二次災害への対応も考慮する必要がある。

冬季(12月～2月)は月雨量100mm以下と乾燥しているので、火災被害の拡大への配慮が必要である。

また、応急対策上、夏季は高温多湿となり食中毒等に、冬季は最低気温がマイナスとなることへの対策等に留意する必要がある。

2 社会的条件

(1) 人 口

本市の人口は、平成22年国勢調査によれば19,547人であり、人口の推移は微減傾向である。

世帯数は、8,111世帯で、一世帯当たりの人員は、2.4人と減少傾向にある。

特に山間部は、過疎化と並行して高齢化が進んでいるため、防災教育の充実や自主防災組織の育成を図り、被災時の応急対応に留意する必要がある。

地区別人口と世帯

(平成 22 年 10 月 1 日現在国勢調査)

地 区	世帯数	人 口			世帯当 り人員 (人)	面 積 (k m ²)	人口密度 (人/k m ²)
		総 数 (人)	男 (人)	女 (人)			
安 芸	3,503	7,761	3,651	4,110	2.2	5.26	1,475
穴 内	327	849	403	446	2.6	10.13	83
赤 野	443	1,351	640	711	3.0	4.82	280
井ノ口	881	2,095	1,005	1,090	2.3	8.75	239
土 居	783	1,971	937	1,034	2.5	2.58	763
川 北	1,149	3,164	1,461	1,703	2.7	10.53	300
伊尾木	749	1,802	863	939	2.4	21.19	85
東 川	168	324	152	172	1.9	160.84	2
畑 山	108	230	120	110	2.1	83.24	2
計	8,111	19,547	9,232	10,315	2.4	317.21	61

(2) 建 物

平成 24 年 4 月 1 日現在、本市の建物数は課税家屋総数 15,329 棟で、このうち木造建物は、12,668 棟となっており、木造率 82.6%である。

防災上重要な施設の立地地域が液状化危険地域や地震動の増幅が心配される地域と重なっているため、ボーリング調査や地盤条件に基づく耐震診断と耐震性の強化が必要である。

また、地震時の河川堤防の液状化の診断とその防止対策についての検討が必要である。

建物の構造・用途別内訳

(平成27年5月1日現在)

木造家屋			非木造家屋		
種別	課税家屋数	構成比%	種別	課税家屋数	構成比%
専用住宅	7,350	47.8	住宅・アパート	919	6.0
共同住宅・寄宿舎	60	0.4	事務所・銀行・店舗	270	1.7
併用住宅	845	5.5	病院・ホテル等	26	0.2
事務所・銀行・店舗	163	1.1	工場・倉庫	980	6.4
病院・旅館等	25	0.2	その他	501	3.2
工場・倉庫	404	2.6			
その他	3,829	24.9			
計	12,676	82.5	計	2,696	17.5

総数 課税家屋数 15,372 構成比 100.0%

(3) 道路

市街地への出入り口は、芸西村、安田町に通じる国道55号以外にはなく、過去にも陸の孤島となった経緯もあり、応急対策や復興対策上複数のルートの整備が望まれる。

市域は広く、県道及び市道の総数は8本と1,129本で、総延長83Kmと455Kmになっているが、幅員のせまい道路が多く、特に起伏の大きい山間地の道路は崩壊が発生しやすく計画的な、整備が望まれる。

このような地理的条件から支援や救援の経路がふさがれ、一時的に孤立する可能性が考えられるため、少なくとも3日間は生き延びられる防災体制が必要である。

第6節 災害の特徴

1 風水害

森林率88%の本市の山間部においては、集落の背後に急峻な山地が迫り、土砂災害の多発が予想される。また、年間降水量が多く、洪水による浸水被害や海岸部は、特に穴内、伊尾木海岸で侵食が進み、台風などによる高潮の被害も発生している。

2 林野火災

森林率が高い本市は、林野火災発生の可能性が高く、急峻な山地での水源の確保が困難なため、大規模な火災に発展することがある。

第7節 計画の修正及び周知徹底

本計画は災害に関する経験と対策の積み重ねにより、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第42条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加える。

また、本計画は、市職員・関係行政機関及びその他防災に関する主要施設管理者に周知徹底を図るよう措置する。

第8節 防災組織の整備

防災活動を総合的かつ有機的に行うために必要な体制を確立するとともに、防災に関係ある機関の防災対策上の組織の整備を図り、関係機関相互の連携と、自主防災組織の確立により災害対策の万全を期する。

1 安芸市防災会議

安芸市防災会議の組織及び運営に関しては、関係法令、安芸市防災会議条例の定めるところによる。

組織の概要は次のとおりであり、その運営については市の地域に係る総合的かつ計画的な防災を実現するため、これら関係法令に基づく事務の円滑な推進を図る。

防災会議の組織

会長 (市長)

委員 (安芸市防災会議条例第3条第5項の規定により選出されたもの)

防災会議の庶務 (危機管理課)

2 防災関係機関の防災に関する組織の整備

市の地域に係る防災に関係ある機関は、市地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するものとする。

特に、南海地震対策の総合的な推進を図るための全庁的な組織「安芸市南海地震対策推進本部」を設置する。

3 防災関係機関相互の連携

防災施策の総合性から、防災に関係ある機関と相互に積極的な連絡、協調を図るものとする。

4 防災体制の確立

防災対策は、防災関係機関の個々又は相互の協力だけではその効果を十分に発揮できるものではなく、特に災害応急対策及び災害復旧の実施に当たっては、協力団体の

特徴、性格に応じた協力体制の確立に努めるものとする。

第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市の責務

市は、防災の基礎的地方公共団体として、関係機関等の協力を得て、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有する。

2 関係機関等の責務

関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自ら防災業務を実施するとともに、市の行う防災業務に対し協力責任を有する。

3 処理すべき事務及び業務の大綱

(1) 地方自治体

	事務又は業務
安芸市	ア 安芸市地域防災計画の作成 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 エ 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 カ 防災のための施設、設備の整備及び点検 キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ク 避難の勧告又は指示及び避難場所の開設 ケ 消防、水防その他応急措置 コ 被災者に対する救助及び救護等の措置 サ 緊急輸送の確保 シ 食糧、医薬品、その他物資の確保 ス 災害時の保健衛生及び応急教育 セ その他の災害発生の防御又は拡大防止のための措置 ソ 災害復旧・復興の実施
高知県	ア 地域防災計画の作成 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 エ 自主防災組織の育成指導、その他県民の災害対策の促進 オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 カ 防災のための施設、設備の整備及び点検 キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ク 避難の指示及び避難場所の開設の指示 ケ 水防その他応急措置

	<p>コ 被災者に対する救助及び救護等の措置</p> <p>サ 緊急輸送の確保</p> <p>シ 食糧、医療品、その他物資の確保</p> <p>ス 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保</p> <p>セ 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</p> <p>ソ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置</p> <p>タ 災害復旧・復興の実施</p>
--	--

(2) 指定地方行政機関

四国管区警察局	<p>ア 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整</p> <p>イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携</p> <p>ウ 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡</p> <p>エ 警察通信の確保及び統制</p> <p>オ 管区内各警察への気象予警報の伝達</p>
四国財務局 高知財務事務所	<p>ア 公共土木施設災害復旧事業査定立会</p> <p>イ 農林水産業施設に関する災害復旧事業査定立会</p> <p>ウ 災害時において金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で、次の事項の実施を要請</p> <p>①災害関係の融資</p> <p>②預貯金の払い戻し及び中途契約</p> <p>③手形交換、休日営業等</p> <p>④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予</p> <p>⑤その他非金融措置</p> <p>エ 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付</p> <p>オ 地方公共団体に対する短期資金の貸付</p> <p>カ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付</p>
四国厚生支局	<p>独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整</p>
中国四国農政局	<p>ア 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災</p> <p>イ 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理</p> <p>ウ 農作物に対する被害防止のための営農技術指導</p> <p>エ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策</p> <p>オ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と併せて実施する災害関連事業</p>

	カ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫資金等の融資
中国四国農政局 高知地域センター	災害時における応急食料の緊急引き渡し
四国森林管理局	ア 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施 イ 国有保安林の整備保全 ウ 災害応急対策用木材（国有林）の需要調整
四国経済産業局	ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営確保 イ 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 ウ 災害時における電気、ガス、石油製品事業に係る応急対策等
中国四国産業保安監督部四国支部	ア 災害時における電気、ガス事業に係る応急対策等 イ 危険物等の保安の確保 ウ 鉱山における災害の防止 エ 鉱山における災害時の応急対策
四国運輸局高知運輸支局	ア 災害時における自動車による輸送の斡旋 イ 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するため、船舶等の調達斡旋
大阪航空局高知空港事務所	ア 災害時における人員、応急物資空輸に対する利便確保 イ 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
高知海上保安部	ア 海上災害に関する警報等の伝達、警戒 イ 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 ウ 海上における人命救助 エ 避難者、救援物資等の緊急輸送 オ 係留海岸付近、航路及びその周辺海域の水深調査 カ 海上における流出油事故に関する防除措置 キ 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 ク 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止 ケ 海上治安の維持 コ 海上における特異事業の調査
高知地方气象台	ア 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 イ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 ウ 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 エ 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

四国総合通信局	<p>ア 各種非常通信訓練の実施及びその指導</p> <p>イ 高知地区非常通信協議会の育成指導</p> <p>ウ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理</p> <p>エ 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集</p> <p>オ 災害時における通信機器の供給の確保</p>
高知労働局	<p>ア 事業場施設及び労働者の被災状況の把握</p> <p>イ 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導</p> <p>ウ 災害応急、復旧工事等に従事する、労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導</p> <p>エ 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導</p> <p>オ 労働条件の確保に向けた総合相談</p> <p>カ 事業場の閉鎖時による賃金未払い労働者に対する未払い金立替払い</p> <p>キ 被災労働者に対する労災保険給付</p> <p>ク 労働保険料の納付に関する特例措置</p> <p>ケ 雇用保険の失業認定</p> <p>コ 被災事業所離職者に対する求職者給付</p>
四国地方整備局	<p>ア 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧</p> <p>イ 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達</p> <p>ウ 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達</p> <p>エ 直轄河川の水質事故対策、通報等</p> <p>オ 直轄ダムの放流等通知</p> <p>カ 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止</p> <p>キ 港湾・海岸・空港の災害応急対策</p> <p>ク 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除</p> <p>ケ 災害関連情報の伝達・提供</p> <p>コ 災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動</p> <p>サ 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援</p>
中国四国防衛局	<p>ア 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</p> <p>イ 災害時における米軍部隊との連絡調整</p>

(3) 自衛隊

<p>ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集</p> <p>イ 市が実施する防災訓練への協力</p>
--

ウ	災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防除、通信支援、人員物資の輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）
エ	災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

(4) 指定公共機関

日本放送協会	ア 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 イ 災害時における広報活動及び災害状況等の速報 ウ 生活情報、安否情報の提供 エ 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本電信電話株式会社	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害非常電話の調整及び気象警報等の伝達
株式会社 NTT DOCOMO 四国	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害非常通話の確保
ソフトバンク株式会社	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害非常通話の確保
日本郵便(株)	ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉はがき等寄附金の配分 オ 被災者の救助を目的とする寄附金送金のための料金免除 カ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い キ 逡信病院の医療救助活動 ク 簡易保健福祉事業団に対する災害救護活動の要請 ケ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立て金による短期融資
日本銀行	ア 現金の確保決済機能の維持 イ 金融機関の業務運営の確保 ウ 非常金融措置の実施
日本赤十字社	ア 災害時における医療救護 イ 遺体の処理及び助産 ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置 エ 被災地応急救護班の編成、派遣の措置 オ 被災地に対する救援物資の配付 カ 義援金の募集受付 キ 防災ボランティアの登録及び育成 ク 防災ボランティアの活動調整 ケ 各種ボランティアの調整、派遣
西日本高速道路株式会社	管理する道路等の保全及び災害復旧

四国旅客鉄道株式会社	ア 鉄道施設等の保全 イ 救援物資および避難者の輸送協力
四国電力株式会社	ア 電力施設の保全、保安 イ 電力の供給
KDDI 株式会社 高松テクニカルセンター	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害時における通信の疎通確保
四国ガス株式会社(社)高知県 LP ガス協会	ア ガス施設の保全、保安 イ ガスの供給 ウ 避難所への支援
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテレビ(株) (株)エフエム高知	ア 気象警報等の放送 イ 災害時における広報活動 ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 エ 住民に対する防災知識の普及 オ 生活情報・安否情報の提供
土佐くろしお鉄道株式会社	ア 鉄道施設等の保全 イ 救助物資及び避難者の輸送の協力
とさでん交通 (一社)高知県バス協会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(一社)高知県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県医師会	ア 災害時における救急医療活動 イ 大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力のうえ救急医療活動を行う
(一社)高知県建設業協会	災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関すること
(公財)高知県消防協会	ア 防災・防火思想の普及に関すること イ 消防団員等の教養・訓練及び教育に関すること ウ 災害時要配慮者等の避難支援への協力に関すること
(社福)高知県看護協会	ア 災害看護に関すること イ 災害時要配慮者等の健康対策に関すること
(社福)高知県社会福祉協議会	ア 災害時要配慮者対策等の地域の防災対策への協力に関すること イ 災害時の福祉施設の人材のあっせんに関すること ウ 災害ボランティアに関すること エ 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関すること
(株)高知新聞社	ア 県民に対する防災知識の普及に関すること イ 災害時における広報活動 ウ 生活情報、安否情報の提供

(5) 公共的団体

ア 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

- (ア) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事
- (イ) 生産物の災害応急対策の指導に関する事
- (ウ) 被災組合員に対する融資及び資機材斡旋に関する事
- (エ) 生産物の需給調整に関する事

イ 商工会議所

- (ア) 商工業者への融資斡旋に関する事
- (イ) 災害時における中央資金源の導入に関する事
- (ウ) 救助用物資、復旧資機材の確保、協力及び斡旋に関する事
- (エ) 物価安定についての協力に関する事

ウ 厚生、医療、社会事業団体

- (ア) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事
- (イ) 災害時の被災者の保護、医療救護及び収容に関する事

エ 文化、教育事業団体

- (ア) 災害時における炊き出し、被災者の救助、救護に関する事
- (イ) 救助金品の募集及び配分並びに連絡に関する事

オ その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関する事

第10節 住民、事業所の責務

1 住民の責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には要配慮者とともに早めに避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力を努めるものとする。

2 事業所の責務

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対

応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

災害時に果たす役割

- ア 従業員や利用者等の安全確保
- イ 事業の継続
- ウ 地域への貢献・地域との共生
- エ 二次災害の防止